

報道関係者 各位

令和5年9月8日

【照会先】

高知労働局 労働基準部賃金室
室 長 山中 敬之
電話 088-885-6024

高知労働局 雇用環境・均等室
室 長 安田 博人
係 長 辻 心也
電話 088-885-6041

最低賃金・業務改善助成金の周知を強化します ～9月8日から10月31日までを集中的な周知期間として～

高知労働局(局長 中村克美)は、令和5年10月8日から高知県最低賃金が1時間897円に改正されるに伴い、改正後の最低賃金額を周知し、また、業務改善助成金の利用を促進するため、令和5年9月8日から10月31日までの間を「最低賃金・業務改善助成金周知強化期間」と定め、集中的な取組みを行います。また、管下労働基準監督署等での各種説明会、個別の訪問支援等を通じて、最低賃金額及び業務改善助成金の周知を実施します。

【周知強化期間中の取組】

- 1 各種事業者団体等に対し、改正後の最低賃金額の周知、業務改善助成金の周知・活用促進に係る協力要請をします。
- 2 高知県内の大学、専門学校等に対し、学生への改正後の最低賃金額の周知を要請します。
- 3 県及び市町村に対して、最低賃金の周知に係る協力依頼を行います。また、県、市町村及び県と高知市の主要外郭団体に対し、最低賃金額が改正されることを踏まえ、発注時における配慮について要請します。
- 4 高知県最低賃金及び業務改善助成金に係る高知労働局独自リーフレットを作成し、配布します。また、高知県最低賃金周知用ポスターを行政機関、事業主団体、大学等に掲示依頼を行います。
- 5 ハローワークが受理している求人について、発効日以降に最低賃金を下回るおそれのある求人者に対して、注意喚起及び賃金見直しの助言・指導を行います。
- 6 労働局及び労働基準監督署の職員が出席する事業主向け説明会等で、改正後の最低賃金額及び業務改善助成金の活用について説明します。

高知県で働くすべての方へ

意識したこと
ありますか？ **最低賃金**

高知県

これまでの
最低賃金 **853円**

897 時間額
円

【発効日】
令和5年10月8日
からやきね。



みんなチェック！最低賃金

高知労働局・労働基準監督署

対象事業場が拡大し、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に！

業務改善助成金の概要

業務改善助成金は、事業場内の最低賃金を30円以上引き上げ、業務の効率化や生産性の向上に資する設備投資等(設備投資の例 **A**、助成金受給要件 **B**)を行った場合に、その費用の **9割**または8割(下記 **E**)を助成するものです。

また、助成上限額は、コース区分及び引き上げ労働者数(下記 **C**、**D**)に応じて**最大600万円**です。

なお、30人未満の事業場に対する助成上限額は、(赤字)に引き上げられます。(例：1人、30円コースで30人未満は、上限額60万円です。)

拡充のポイント

- 対象となる事業場の事業場内最低賃金と高知県最低賃金(現行853円)の差額が30円以内から**50円以内に拡大**。
- **50人未満の事業場**については、**賃金引き上げ後の申請が可能に!**
* 賃金を引き上げた後であっても実績を添付して申請が可能になりました。
(賃上げ対象期間：R5.4.1からR5.12.31)
- 引き上げる労働者の最も低い賃金額が853円から899円であれば 助成率9割
900円から903円であれば 助成率8割

A 業務の効率化につながる設備投資等の費用を助成例

業務が改善することが必要ですので例を含めて事前にご相談ください。

【POSレジ、釣銭機、券売機】

対応時間の短縮



【業務用電気機器、配膳用ロボット】

調理等の効率化



【勤怠・給与管理ソフト】

勤怠・給与計算の効率化



【電動リフト・特種(8ナンバー)・福祉車両】

生産性向上、作業時間の短縮



【HP作成・ネット予約決済】

生産性向上、受付時間の短縮



【フォークリフトなど】

作業時間の短縮



B 助成金受給要件 (高知県最低賃金853円)

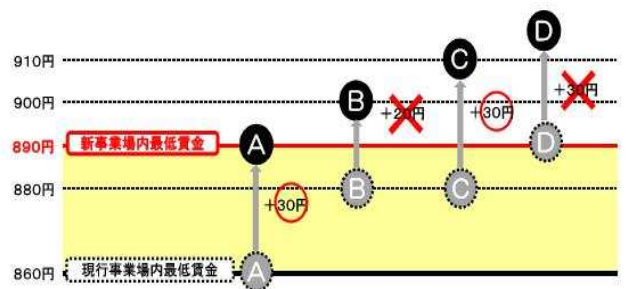
令和5年9月現在

- 高知県最低賃金との差額50円以内(現行の最賃では、853~903円)の労働者を使用していること。
- 事業場内の最低賃金を30円以上引き上げること。
- **50人未満の事業場は本年4月1日以降に既に引き上げた後でも申請可能です。**
- **業務の改善(設備投資等)の実施は交付決定後に行う必要があります。**
- **パート、アルバイトなど引き上げる労働者の労働時間が相当短い方も対象となります。**

C 引き上げ労働者数の考え方

<例：事業場内最低賃金860円を30円引き上げる場合>

■ 引上げ人数は2名とカウント



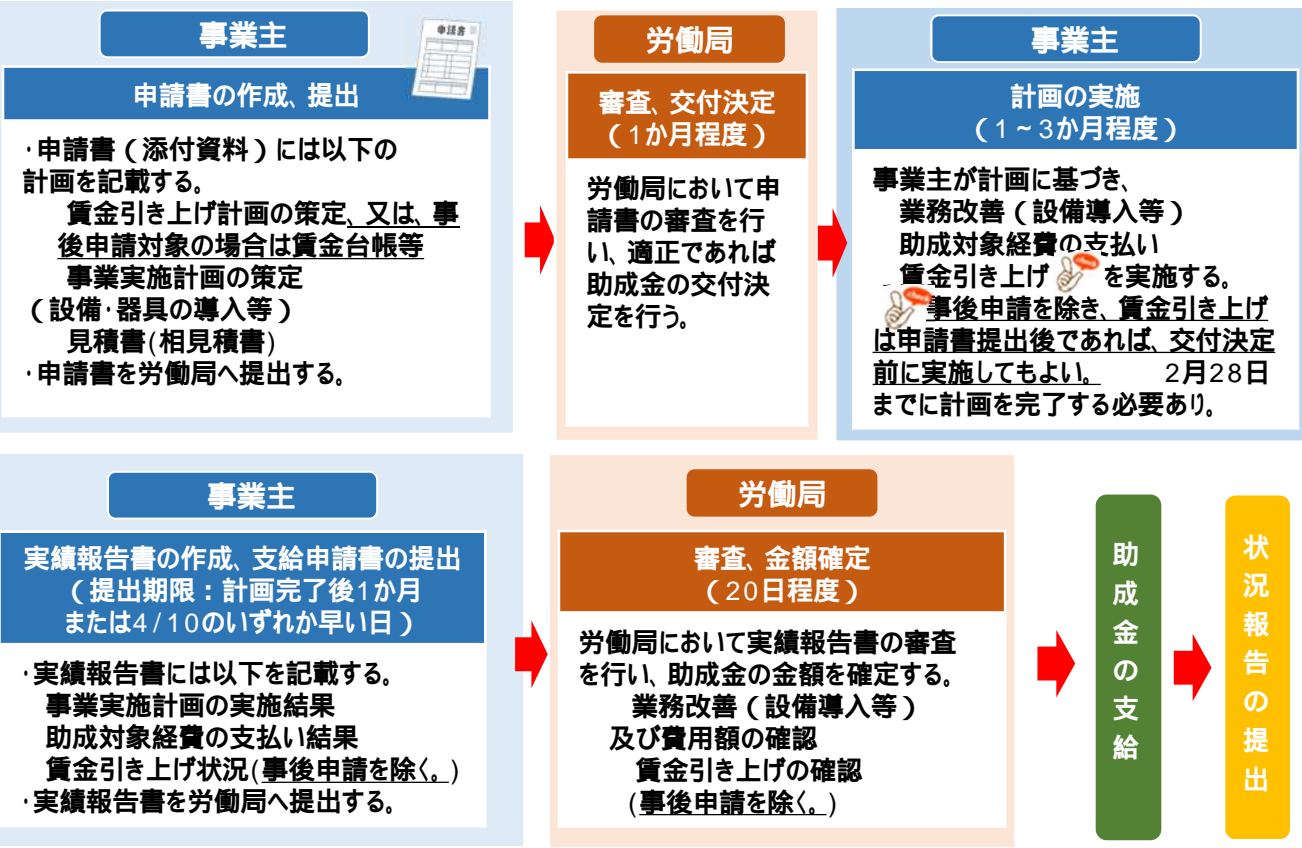
D

賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額 単位：万円
(赤字)内は事業場規模30人未満の場合の上限額

コース区分	賃金を引き上げる労働者数 及び 助成上限額 単位：万円				
	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上
30円	30(60)	50(90)	70(100)	100(120)	120(130)
45円	45(80)	70(110)	100(140)	150(160)	180(180)
60円	60(110)	90(160)	150(190)	230(230)	300(300)
90円	90(170)	150(240)	270(290)	450(450)	600(600)

E

助成率 引き上げる労働者の最も低い賃金額が
853~899円であれば、**助成率：9/10(90%)**
900~903円であれば、**助成率：8/10(80%)**
* **でも生産性要件を満たせば、9/10(90%)**



特例事業者

次の または のいずれかの要件を満たす事業者は、助成対象経費が拡大されます。

売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者



生産性向上に資する設備投資

- 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車等
- パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入



さらに、上記の助成対象経費に加え「関連する経費」も新たに助成対象となりました。

関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。



生産性向上に資する設備投資

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入

関連する経費

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施
関連する経費とは
生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。



厚生労働省
高知労働局

業務改善助成金

検索



【制度のお問い合わせ先】【ワンストップ相談窓口】
業務改善助成金 高知働き方改革
コールセンター 推進支援センター
0120-366-440 0120-899-869

就業規則、賃金台帳などの必要書類を確認するため訪問などにも対応しています。

【相談・申請先】
高知労働局
雇用環境・均等室
088-885-6041
(R5.9)